

**鳥取県指定介護老人福祉施設の入所における優先的取扱いに関する指針
(入所選考指針)**

新	旧
<p>1、2 略</p> <p>3 入所の申し込み</p> <p>(1) 申し込み方法</p> <p>①入所の申し込みは、「指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕等入所申込書兼台帳（標準様式1 以下「申込書」という。）及び原則として居宅介護支援事業者、施設等の介護支援専門員等（以下「介護支援専門員等」という。）の意見を付した「指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕等入所選考調査票（標準様式2 以下「調査票」という。）」により、本人又は家族等から施設に対して行うものとする。なお、既申込者に関し、身体状況に著しく変化のあった場合も同様とする。</p> <p>その際介護支援専門員等は、申し込みに際して必要な援助を行うものとする。</p> <p><u>②施設は、要介護1又は2の者からの申し込み時に、特例入所の要件を申込者に丁寧に説明するものとする。</u></p> <p><u>③施設は、②の申し込み時に、申込者から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認められない。なお、特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所の申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねることとする。</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 特例入所における取り扱い</p> <p>要介護1又は2の入所申込者に関し、以下のような取り扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村又は広域連合（以下「保険者市町村という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取り扱いと異なる手続きでも差し支えない。</p> <p>① <u>施設は、保険者市町村に対し「特例入所に関する報告書（標準様式4）」により報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。</u></p> <p>② <u>①の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護施設専門員等からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対し「特例入所に関する意見書（標準様式5）」によりすみやかに意見を表明するものとする。</u></p> <p>③ 施設は、入所の選考に係る事務を行うための合議制の委員会（以下「入所選考委員会」という。）の開催に際し、必要に応じて特例</p>	<p>1、2 略</p> <p>3 入所の申し込み</p> <p>(1) 申し込み方法</p> <p>入所の申し込みは、「指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕等入所申込書兼台帳（標準様式1 以下「申込書」という。）及び原則として居宅介護支援事業者、施設等の介護支援専門員等（以下「介護支援専門員等」という。）の意見を付した「指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕等入所選考調査票（標準様式2 以下「調査票」という。）」により、本人又は家族等から施設に対して行うものとする。なお、既申込者に関し、身体状況に著しく変化のあった場合も同様とする。</p> <p>その際介護支援専門員等は、申し込みに際して必要な援助を行うものとする。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 特例入所における取り扱い</p> <p>要介護1又は2の入所申込者に関し、<u>特例入所が認められる場合には、以下のような取り扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村又は広域連合（以下「保険者市町村という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取り扱いと異なる手続きでも差し支えない。</u></p> <p>① 施設は、入所申込者に対して、「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある」ことについて、その理由など必要な情報を入所申し込みに当たり求める。</p> <p>② <u>この場合において、施設は、保険者市町村に対し「特例入所に関する報告書（標準様式4）」により報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たってその意見を求める。</u></p> <p>③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護施設専門員等からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対し「特</p>

入所に該当するか否か改めて保険者市町村に確認することが望ましい。

4 入所選考委員会

(1) 略

(2) 入所選考委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、入所選考委員会には施設以外の第三者（地域の代表として選任されている当該施設を運営する社会福祉法人の評議員や福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員等）が参加することが望ましい。

(3) ～ (6) 略

9 附 則

(1) 施設における、指針に基づく入所決定の運用は、平成 15 年 10 月 1 日から開始する。

(2) この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から改正して施行する。

(3) この指針は、平成 29 年 5 月 15 日から改正して施行する。

例入所に関する意見書（標準様式 5）」によりすみやかに意見を表明するものとする。

④ 施設は、入所の選考に係る事務を行うための合議制の委員会（以下「入所選考委員会」という。）の開催に際し、必要に応じて特例入所に該当するか否か改めて保険者市町村に確認することが望ましい。

4 入所選考委員会

(1) 略

(2) 入所選考委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、ケアマネージャー等で構成する。なお、入所選考委員会には施設以外の第三者（地域の代表として選任されている当該施設を運営する社会福祉法人の評議員や福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員等）が参加することが望ましい。

(3) ～ (6) 略

9 附 則

(1) 施設における、指針に基づく入所決定の運用は、平成 15 年 10 月 1 日から開始する。

(2) この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から改正して施行する。